

1. 政策及び目標等

政 策	効果的なオフサイト・モニタリングの実施等
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること (主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること)
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を整備し、効果的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<p>検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施</p> <p>業態ごとの監督指針の策定</p> <p>金融のコングロマリット化への対応</p> <p>早期是正措置等の的確な運用</p> <p>銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討</p> <p>オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化</p> <p>金融機関のシステムトラブルへの適切な対応</p>
参考指標	<p>検査・監督連携会議の開催状況</p> <p>業態ごとの監督方針の策定・公表状況</p> <p>各業態の健全性指標の状況(主要行の不良債権比率等)</p> <p>業態ごとの監督指針の策定状況</p> <p>法的な枠組みのあり方に係る検討状況</p> <p>金融コングロマリットのモニタリング状況</p> <p>「コングロマリット室」の体制強化の検討状況</p> <p>早期是正措置等の発動状況</p> <p>早期警戒制度の見直し状況</p> <p>柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況</p>

	システム障害等に対する対応状況 システム統合に際してのモニタリング状況
--	--

3．政策の内容

金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を整備し、効果的なオフサイト・モニタリング（検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと）を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があることから、業態毎の監督指針の策定、モニタリング・システムの機能強化等の体制整備を行うとともに、早期警戒制度等の的確な運用等適時適切な監督対応を図ることとしています。

4．平成 17 事務年度における事務運営についての評価

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況

上記諸施策を通じて、効果的なオフサイト・モニタリングの実施等を推進するとともに、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてきました。

例えば、18 年 3 月期の自己資本比率について見ると、主要行では、前年同期に比べて 0.6%ポイント上昇し 12.2%、地域銀行では、0.4%ポイント上昇し 9.8%となりました。

また、不良債権について見ると、18 年 3 月期の全国銀行の不良債権残高は、前年同期に比べ 4.6 兆円減少し、13.4 兆円となりました。

不良債権比率については、主要行は「金融再生プログラム」(14 年 10 月)の不良債権比率半減目標を達成した 17 年 3 月期の 2.9%から、さらに 1.1%ポイント低下し、1.8%となりました。地域銀行についても、全体でみると地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に向けた取組みが着実な進展を見せる中で、17 年 3 月期から 1.0%ポイント低下し、4.5%となり、全国銀行の不良債権比率は、17 年 3 月期から 1.1%ポイント低下し、2.9%と全体として着実に低下しています。なお、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始(11 年 3 月期～)して以来最低の水準となっています。

(注) 不良債権比率(=不良債権÷総与信額)

このように、効果的なオフサイト・モニタリングの実施等の取組みもあって、銀行セクターを中心として健全化が進展しており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

5．今後の課題

引き続き、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を開催していくこと等を通じて、

検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、公正で透明性の高い金融行政を遂行する観点から、監督指針や事務ガイドラインにおいて可能な限り監督上の着眼点等を明確化するよう努めることとします。その上で、監督指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っていくよう努める必要があります。

業態ごとの監督に加え、金融コングロマリットについても、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループとしてのリスク管理態勢等に係る横断的な監督を着実に実施していく必要があります。

モニタリング・システムについては、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化及びバーゼル の実施等を踏まえ、効率的なシステム機能強化等を図ることが必要と考えており、19年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。